

平成29年度 教育標準時間認定を受けた子どもに係る利用者負担額表

(単位:円)

各月初日の支給認定子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額(月額)					
階層区分	定義	①扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子		第3子以降		
		②同時在園及び小1～小3子ども ^(注1) で 年長者から何番目の子どもか		第1子	第2子	第1子	第2子	第3子 以降
1A1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		0					
1A2	・市町村民税非課税世帯 ・市町村民税所得割がかかっていない世帯(均等割のみ課税)	注2	3,000	0		0		
1B1			所得割課税額 48,600円未満である世帯	10,200	5,100		0	
1B2	1A1階層を除き、当該年度市町村民税(特別区民税を含む。)額の区分が次の区分に該当する世帯(なお、4月分～8月分は前年度市町村民税額の区分により算定する)	注2	14,100	6,800		0		
1C1	所得割課税額 77,101円以上119,000円以下である世帯		9,000		0			
1C2	所得割課税額 119,001円以上169,000円未満である世帯		19,200	15,700	9,000	14,700	9,000	0
1C3	所得割課税額 169,000円以上211,200円以下である世帯	19,200	19,200	19,200				
1D	所得割課税額 211,201円以上である世帯		20,900	10,500		20,900	10,500	0

(注1) 「同時在園及び小1～小3子ども」とは、支給認定を受ける子どもと同一世帯に属する小学校3年までの子ども(小学校就学前については、認定こども園、幼稚園、認可保育所、地域型保育、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設通所部に入所(園)又は児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している場合に限る。)です。

(注2) 1A2、1B1又は1B2階層に属している世帯のうち、ひとり親家庭、在宅障害児(者)のいる世帯等は、以下の額となります。(この場合、支給認定通知書の階層区分に「*」と追記されます。)

扶養している子どもにおいて 年長者から何番目の子どもか	第1子	第2子以降	(単位:円)
1A2階層	0	0	
1B1階層	3,000	0	
1B2階層	3,000	0	

(注3) 市町村民税(特別区民税を含む。)額を計算する場合には、寄附金税額控除、外国税額控除、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除、配当控除、住宅借入金等特別税額控除は適用しません。

(注4) 施設によっては、教育標準時間外に園児を保育する「預かり保育」を実施しています。時間や費用は各園によって異なりますので、直接お問い合わせください。

問い合わせ先	神戸市こども家庭局子育て支援部事業課(利用支援担当)	078-322-6923
--------	----------------------------	--------------